

奏任文官特別任用令中改正ノ件  
 右謹テ上奏シ恭シク  
 聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ  
 付セラレムコトヲ請フ

昭和十八年十月一日

内閣總理大臣東條英機



本音ハ公議ノ目ニシテ...

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス

第二條第一號中「典獄（東京拘置所ノ長タルモノ及小菅、豊多摩、府中、大阪、名古屋、廣島、長崎、宮城又ハ札幌ノ刑務所ノ長タルモノ）」ヲ「典獄（東京拘置所ノ長タルモノ及小菅、豊多摩、府中、横濱、水戸、静岡、京都、大阪、神戸、名古屋、廣島、岡山、長崎、福岡、宮城又ハ札幌ノ刑務所ノ長タルモノ）」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス